

町長と語る タウンミーティング



PTAの役割と地域の活性化

▼問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356



8月22日(水) 19:00~20:30
播磨町連合PTA協議会 参加者7人

町長名でも警察に要望を出している。南小・南中校区については浜幹線と田中道の工事を順次進めており、完成すれば今より改善されると思う

PTA スクールゾーンの注意喚起を、立看板などで実施すれば親も安心する。検討してもらいたい

町長 スクールゾーンなどの規制は地域住民の同意が必要。ボランティアが見守り活動をしているが、小さい町なので顔が覚えやすく、他市町よりも子どもたちに近いと思う。注意喚起の看板は町できるとはしてききたし、今後もしていきたい。具体的な場所があれば検討したい。交通指導員も増員している。土木グループ、危機管理グループと教育委員会が共通認識し解決に努めている

PTA 町から出している要望は1箇所か

PTA 新幹線のところ。白線の予算の問題ならPTAで用意するという話もした

町長 費用の問題ではなく、設置に関する基準の問題ではないか

PTA 通勤車両について新島連絡協議会とコンタクトを取ってもらう話はなかったか

町長 その件に関しては伝えている。ただ通勤車両は新島だけではないので

PTA どのような返事だったのか。各企業の社員がどこを通っているのか把握しているのか

町長 具体的な場所についてはいろんなルートがあるので限定は難しい

PTA 旧浜国沿いのコンビニから東部コミセンに抜ける道、播磨南中の角に横断歩道をつくる話を聞いたが、信号もお願いしたい

町長 浜幹線の工事がもう少し進捗した上で具体的な協議をしていくと思う

PTA 田中道は広がるのか

町長 買収を進めている

PTA 町の会議にも出席しているが、何かするのに時間がかかりすぎているのではないか

町長 民間と行政では違う。たとえば規制にしても住民の賛成を得なければならぬ

PTA グリーンベルト(色を変えた道路)はあるのか

町長 蓮池小学校と西小学校で実施している。南小校区で希望されている範囲は広く、どこまで可能か、すぐに回答はできない。現地確認しながら検討しなければならぬ

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度

国・県とは、別の制度です。設置完了後の申請となります。地球温暖化防止対策の一環として、クリーンエネルギーの利用を支援するために、住宅用太陽光発電システム設置にかかる費用の一部を助成します。

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079 (435) 2721

補助対象システム

- ① 住宅の屋根などへの設置に適したもの
- ② 低圧排電線と逆潮流有りで連系したもの
- ③ 設置前において未使用のもの
- ④ 太陽電池モジュールの最大出力が10³ワット未満のもの

補助対象者

- ① 自ら居住する町内の住宅にシステムを設置した方または、システム付の住宅を新築または購入した方
- ② 町税を滞納していない方
- ③ 電力会社と電力受給契約を締結している方
- ④ 電力受給契約日が平成22年4月1日以降であること
- ⑤ 同一の住宅において、過去に本補助金を受けていないこと

補助内容

太陽電池出力1³ワット当たり2万円(上限8万円)ただし、算出額に千円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てるものとする。

申請手続
システム設置完了後、「播磨町住宅用太陽光発電システム

設置費補助金交付申請書

- ① システムの購入及び設置に要した費用の請求書及びその明細書の写し
- ② システムの形式や出力の分かる書類
- ③ システムの設置状態を示す写真(カラー)
- ④ 電力会社との電力受給契約書の写し
- ⑤ 町税完納証明書が非課税証明書(播磨町で課税されていない方)
- ⑥ 住宅の所有者の承諾書(住宅が自己の所有に属さない場合のみ)

※町長は、補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは受け付けを停止することができます。

雑がみは「資源」です ごみの減量化・資源化の推進のために ご協力をお願いします

雑がみは「資源」です。大きな紙も小さな紙も同じ資源です。「燃えるごみ」として出していないでください。

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079 (435) 2721

本町での平成23年度の紙類資源化量は、毎月1回の紙類

布類のごみステーション回収で、459ト、子ども会・PTAなどによる地域での集団回収では、939ト合計1千398トです。しかし、「燃えるごみ」の中に「雑がみ」が多く含まれている現状にあり、「燃えるごみ」として収集したごみの「ごみ質分析(年間4回実施)」では、年間平均値で33.6%が紙類・布類となっています。

資源化の推進・ごみの減量化のため、「雑がみ」の分別収集にご協力

をいただきます
ますようお願いいたします。



- 紙コップなどのワックス紙
- 写真、油紙、コーティングされた紙
- ジュースの紙パックなどのアルミ箔紙

食品事業者表示適正化 技術講座

▼問合せ 農林水産省近畿農政局神戸地域センター
☎078(331)9943

食品の製造業者、小売・卸・流通業者の方を対象に全国各地で開催します。

食品を購入するときに、その選択の重要な手掛かりとなるのが「表示」です。

表示は、正確に、分かりやすく、見やすく行われる必要があります。また、適正な表示を行うためには、法律に基づく食品表示制度を知り、遵守する必要があります。そして何より消費者という「お客さま」の

視点に立って様々な情報をわかりやすく伝えることも重要です。こうした様々な観点から、適正な食品表示を行うための表示方法などを紹介致します。

▼日時 11月22日(木)

●製造業者向け 午前10時～12時30分

●小売・卸・流通業者向け 午後2時～4時30分

▼場所 神戸地方合同庁舎1階第4会議室

※全国各地でも行っております。

詳細はホームページへ

http://www.naff.go.jp/jas/jas_kouza.html

今年もまもなく狩猟のシーズンです!

▼問合せ 兵庫県東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所 林業課 ☎079(421)9616

●入山者の皆さんは、黄色など明るい色の目立つ服装を心掛けてください(迷彩服は厳禁です)

●狩猟者の皆さんは、ルールを守り狩猟事故ゼロをめざしましょう!

今年も11月15日から翌年2月15日までの間は、狩猟が解禁となります。

(※ニホンジカ及びイノシシについては、兵庫県全域で3月15日まで猟期が延長されています。)

入山者の皆さん、狩猟者の皆さんは次のことに十分注意して事故防止に努めましょう。

◆入山者(ハイカー)の皆さんへ

- ① 山の中へ入られる際は、黄色など明るい色の目立つ服装を心掛けてください。また、白色タオルはシカと間違えられやすいので、使用を控えてください
- ② 土・日曜日、祝日は、狩猟者が集中しますので、特に注意してください
- ③ 「わな」は非常に危険ですので、設置の看板(標識)がある場所へは近づかないでください
- ④ ニホンジカ及びイノシシについては、上記の通り兵庫県全域で3月15日まで猟期が延長されていますので、入山の際は十分注意してください

◆狩猟者の皆さんへ

- ① ニホンジカについては、県全域で1日当たり無制限に捕獲できます。また、淡路地域では、引き続きシカ及びイノシシについて、輪の直径が12cmを超えるくくりわなを使用して捕獲できます
- ② 出猟に際しては、「絶対に違反・事故を起こさない」ということを自分に誓いましょう
- ③ グループ猟の場合、狩猟開始前に狩猟場所ではどのような場合に事故が発生するおそれがあるかなど、グループの皆さんで話し合う「危険予知ミーティング」を行いましょ
- ④ 猟銃の発砲にあたっては、焦らずに必ず矢先の確認を行いましょ。また、こまめな脱包に努めましょ
- ⑤ 狩猟に出掛ける際は、目立つ服装や帽子の着用を心掛けましょ
- ⑥ 猟銃の使用が禁止されている場所〔鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域(銃器)、公道など〕では、絶対に銃撃を行わないようにしましょう
- ⑦ 銃の持ち運び、車の中及び家での保管は、決められた正しい方法で行いましょ

- ⑧ 「わな」には決められた標識を付け(第三者には見回りを励行しましょ)
- ⑨ 猟犬の管理を徹底し、狩猟の終了後、山中に放置することなく必ず連れて帰りましょ
- ⑩ 事前に猟場が人家近くではないか、入山者の入り込みがないかなど猟場の状況や特徴を十分確認しましょ
- ⑪ たき火やタバコの火には、十分な注意と後始末を心掛けましょ
- ⑫ 狩猟マナーの遵守を心掛けましょ。法令違反とならない行為であっても、他人の迷惑となる行為は慎みましょ
- ⑬ 垣・柵などで囲まれた土地、作物のある土地で狩猟を行う場合は、土地所有者(占有者)の承諾を得ることが必要です。また、垣・柵・作物のない土地であっても、他人の土地に立ち入って、自由に狩猟する権利が認められているわけではありません。土地所有者などから『狩猟をしないように』という申し入れがあった場合には、狩猟を行わないようにしましょう
- ⑭ 「国有林野」及び「官行造林地」で猟銃等による狩猟で入林される場合には、「入山届」の提出が必要になりますので、この手続きなどを行ってから入林しましょ
※1週間前までに手続きを行い、「入林許可証」などの交付を受けてください。
- ⑮ 平成25年1月6日から20日までの間、「カモ類センサスの日」として全国一斉に「ガン・カモ調査」が実施されますので、カモ猟の自粛をお願いします
- ⑯ 無理のない、心にゆとりのある狩猟を心掛けましょ

年金

一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

▼問合せ 保険年金グループ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743
日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります(半額免除は平成14年4月から、4分の3免除と4分の1免除は平成18年7月から導入されました)。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまう

4分の3免除の場合

保険料の4分の3免除というのは、毎月の保険料の4分の3が免除されるものですが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。平成24年度の場合では、4分の3免除を受けると月額1万1千230円が免除され、残りの3千700円を納付しなければなりません。

半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるものですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。平成24年度では、半額免除を受けると月額7千490円が免除され、残りの7千490円は納付しなければなりません。

4分の1免除の場合

4分の1免除というのは、

毎月の保険料の4分の1が免除されるものですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。平成24年度では、4分の1免除を受けると月額3千740円が免除され、残りの1万1千240円は納付しなければなりません。

保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。

そして、納期限から2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料を、この納期限までに納めなければ、未納期間となってしまうのでご注意ください。

(社)兵庫県計量協会

特定計量器(業務用ばかり)の 定期検査に係る事前調査のお知らせ

▼問合せ 兵庫県計量協会 住民グループ ☎078(361)8070 ☎079(435)2364

取引や証明に使用する「ばかり」は、計量法により2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。定期検査を受けていない業務用ばかりや不合格になった業務用ばかりを取りや証明に使用した場合は、法律により罰せられることがあります。

播磨町では下記の日程で定期検査を行います。

定期検査を行う前に、事務所や商店、病院、幼稚園、保育園などが所有するばかりの種類や数に関して電話による事前調査を行います。

平成22年度(平成23年2月)に定期検査を受検された方には下記の日程でお電話いたします。

▼実施機関 (一社)兵庫県計量協会

※手数料については兵庫県計量協会にお問い合わせください。

※トラックスケールなどの大型はかりは、この検査実施期日は別の期日を個々の受検者に通知した上で検査を実施

します。

電話での調査です。

▼日程 11月5日(月)～9日(金)

※平成22年度(平成23年2月)の定期検査を受検されておらず、新たに検査を希望される方は住民グループまでご連絡ください。

▼日程 平成25年2月5日(火)～7日(木)

▼場所 調査対象店舗、事業所などへ訪問して検査を実施

します。

▼実施機関 (一社)兵庫県計量協会

※手数料については兵庫県計量協会にお問い合わせください。

※トラックスケールなどの大型はかりは、この検査実施期日は別の期日を個々の受検者に通知した上で検査を実施

します。

新たに検査を希望される方は住民グループまでご連絡

ください。

広報はりま 24.11